## 第4次犯罪被害者等基本計画

#### 1次~第3次犯罪被害者等基本計画における主な成果 紙

- 犯罪被害給付制度の拡充 損害賠償命令制度の創設
- 被害者参加制度の創設・拡充

全都道府県へのワンストップ支援センターの設置

全地方公共団体への総合的対応窓口の設置

- カウンセリング費用の公費負担制度の整備

## 第3次犯罪被害者等基本計画の評価

- 犯罪被害者等への中長期的な支援が必要 0
- 性犯罪や児童虐待等被害が潜在化しやすい被害者への支援が必要 0

#### 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実 (m)

- 謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す改善指導・矯正 教育等の充実 0
- 刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の 聴取・伝達制度の検討 O
- 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実 0

# 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援

(7)

地方公共団体の総合的対応窓口における公認心理師等

犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する

情報提供の実施

0

の専門職の活用

0

① 地方公共団体における犯罪被害者等支援

第4次犯罪被害者等基本計画のポイン

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センタ における夜間休日コールセンターの設置等の体制強化 0
  - 学校におけるスクールソーシャルワーカー等の 児童虐待等の被害児童支援のための児童相談所における 児童福祉司、 配置の充実 0

## ④ 様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援

- 被害者支援連絡協議会等における連携の推進 0
- 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援 0
- インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応 0